

令和6年度 事業系一般廃棄物処理実績報告書

ごみの種類	処理区分				発生量 c (a+b) [kg/年]	減量化率 a/c × 100 [%]
	資源として処理		燃えるごみとして処分			
	資源化量 a [kg/年]	処理業者名 (注2)	処分量 (注3) b [kg/年]	処理業者名 (注2)		
下記に計上しない燃えるごみ (注1)			21,000	環境センター	21,000	
段ボール	1,800	◎◎リサイクル社		(注5)	1,800	100.0
新聞紙・チラシ	2,200	◎◎リサイクル社			2,200	100.0
雑誌・カタログ類	} 1,000	◎◎リサイクル社			1,000	100.0
コピー紙・OA用紙・事務用紙					0	0.0
紙製容器包装物	} 300	環境センター		環境センター	300	100.0
封筒類					0	0.0
その他の紙類				環境センター		0
機密文書類	700	△△製紙			700	100.0
シュレッダー物			50	環境センター	50	0.0
生ごみ(厨芥類)	1,200	▽▽牧場	200	環境センター	1,400	85.7
剪定枝葉くず・草木類のごみ	50	八代ソイル、南栄			50	100.0
ペットボトル	} (注4)	環境センター			10	
プラスチック製容器包装		環境センター			10	
その他(ビン)		環境センター			120	
その他(缶類)		環境センター			30	
小計(A)	7,420	*	21,250	*	28,670	25.9
その他(ガラス、陶磁器)	(注4) 400	環境センター			400	

注1 「下記に計上しない燃えるごみ」欄には、分別することなくそれぞれの量も把握していないことから、以下の欄に計上していない「燃えるごみ」を記入してください。

注2 「処理業者名」は、中間処理、リサイクル、最終処分事業所などです。(収集運搬業者ではありません) 直接又は収集業者への委託により「八代市環境センター」へ搬入している場合は、「環境センター」と記入してください。

注3 注1に含まれるため処分量を把握できない品目は、処理業者名欄のみ記入してください。

注4 委託によるものも含めて、環境センターに持ち込まれた場合のみ記入してください。事業所から排出されるペットボトル、プラスチック製包装容器、その他(びん、缶類、ガラス、陶磁器)は産業廃棄物ですので、原則として環境センターに持ち込むことはできませんが、①従業員が個人で消費したもの、②市民に消費され店頭回収したものについては、例外的に持ち込むことができます。

注5 燃えるごみを地域の集積所へ排出している場合は、「処理業者名」欄を「指定袋」としてください。

参考 燃えるごみの処分量は、以下の重さを参考に算出されても構いません。

- ・指定ごみ袋(大45ℓ) ≒ 8.0kg/袋
- ・指定ごみ袋(中30ℓ) ≒ 5.3kg/袋
- ・指定ごみ袋(小15ℓ) ≒ 2.7kg/袋

例) 週に大袋で6袋を排出する場合… 6袋 × 8.0kg × 52週 ≒ 2,496kg/年